

J A ネットバンク利用規定
新旧対照表

改正後	現行
JAネットバンク利用規定	
12 取引内容の記録等	12 取引内容の記録等
<p>契約者の依頼内容・取引内容はすべて当会において記録し、相当期間保存・管理するものとします。また、万一、これらの内容について契約者と当会との間で疑義が生じたときは、当会の電磁的記録等の内容を正当なものとして取り扱います。</p>	<p>契約者の依頼内容・取引内容はすべて当会において記録し、相当期間保存・管理するものとします。また、万一、これらの内容について契約者と当会との間で疑義が生じたときは、当会の電磁的記録等の内容を正当なものとして取り扱います。</p>
13 月額手数料等	13 月額手数料等
<p>(1) 本サービスの利用にあたっては、当会所定の月額手数料およびこれに伴う消費税を当会所定の日に代表口座から引き落とします。なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当会は既に受け入れた月額手数料を返却しません。</p> <p>(2) 本サービスによる振込にあたっては、第7条における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。</p> <p>(3) 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料、払込金等の引落しは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。</p> <p>(4) 当会は、本サービスの運営上必要と判断した場合および経済情勢等の変動に応じて、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、月額手数料や本サービスに関する諸手数料を改定あるいは新設する場合があります。</p>	<p>(1) 本サービスの利用にあたっては、当会所定の月額手数料およびこれに伴う消費税を当会所定の日に代表口座から引き落とします。なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当会は既に受け入れた月額手数料を返却しません。</p> <p>(2) 本サービスによる振込にあたっては、第7条における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。</p> <p>(3) 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料、払込金等の引落しは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。</p> <p>(4) 当会は、本サービスの運営上必要と判断した場合および経済情勢等の変動に応じて、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、月額手数料や本サービスに関する諸手数料を改定あるいは新設する場合があります。</p>
14 パスワードの管理、セキュリティ等	14 パスワードの管理、セキュリティ等
<p>(1) 「ログインID」、「パスワード」は、重要な情報です。「ログインID」、「パスワード」は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたうえで、当会の定める方法に基づき指定してください。また、「ログインID」、「パスワード」については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に使用されることがないように厳重に管理してください。管理が不十分であつたことにより生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、当会から契約者に「ログインID」、「パスワード」を直接尋ねることはできません。</p> <p>(2) 契約者は、一定期間毎の当会所定の方法による「パスワード」変更等により、本サービスの取引の安全性を確保・維持してください。</p> <p>(3) 本サービスの利用について当会に登録された「パスワード」と異なる「パスワード」が連続して入力され、当会の任意に定める回数に達した場合には、その「パスワード」は無効となります。この場合、既に依頼済みで当会が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。「パスワード」を再設定する場合には、当会所定の手続を行ってください。</p> <p>(4) 盗難・紛失等により、「ログインID」、「パスワード」など契約者に関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当会の所定の時間内にその旨を届け出してください。当会は、この届出の受付により本サービスの利用等を停止します。この場合、既に依頼済みで当会が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するため、契約者は本サービスの利用停止前に振込・振替等の依頼を確認のうえ、不正な振込・振替等の依頼は当会所定の手続により取消処理を行ってください（ただし、当会が処理済みの振込・振替等の取消しはできません。）。なお、本サービスの利用を再開する場合には、当会所定の手続を行ってください。</p>	<p>(1) 「ログインID」、「パスワード」は、重要な情報です。「ログインID」、「パスワード」は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたうえで、当会の定める方法に基づき指定してください。また、「ログインID」、「パスワード」については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に使用されることがないように厳重に管理してください。管理が不十分であつたことにより生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、当会から契約者に「ログインID」、「パスワード」を直接尋ねることはできません。</p> <p>(2) 契約者は、一定期間毎の当会所定の方法による「パスワード」変更等により、本サービスの取引の安全性を確保・維持してください。</p> <p>(3) 本サービスの利用について当会に登録された「パスワード」と異なる「パスワード」が連続して入力され、当会の任意に定める回数に達した場合には、その「パスワード」は無効となります。この場合、既に依頼済みで当会が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。「パスワード」を再設定する場合には、当会所定の手続を行ってください。</p> <p>(4) 盗難・紛失等により、「ログインID」、「パスワード」など契約者に関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当会の所定の時間内にその旨を届け出してください。当会は、この届出の受付により本サービスの利用等を停止します。この場合、既に依頼済みで当会が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するため、契約者は本サービスの利用停止前に振込・振替等の依頼を確認のうえ、不正な振込・振替等の依頼は当会所定の手続により取消処理を行ってください（ただし、当会が処理済みの振込・振替等の取消しはできません。）。なお、本サービスの利用を再開する場合には、当会所定の手続を行ってください。</p>

改正後	現行
(5) <u>不正に使用される恐れがあると当会が判断した場合、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの利用を一時的に停止します。なお、本サービスの利用停止によって生じた損害について、当会は一切の責任を負いません。</u>	
15 解約等	15 解約等
(1) この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当会に対する解約の通知は当会が定める方法によることとします。また、当会に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当会が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。	(1) この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当会に対する解約の通知は当会が定める方法によることとします。また、当会に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当会が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。
(2) 当会が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。	(2) 当会が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
(3) 代表口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。	(3) 代表口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。
(4) サービス利用対象口座（代表口座を除きます。）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。	(4) サービス利用対象口座（代表口座を除きます。）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。
(5) 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当会は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。	(5) 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当会は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。
a 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。	a 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
b 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。	b 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
c 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当会において契約者の所在が不明となり、当会の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。	c 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当会において契約者の所在が不明となり、当会の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
d 1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。	d 1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。
e 相続の開始があったとき。	e 相続の開始があったとき。
f 当会に支払うべき本規定における各種手数料が支払われなかつたとき。	f 当会に支払うべき本規定における各種手数料が支払われなかつたとき。